

審議会等一覧表(R7. 4. 1現在)

| | 部等 | 担当課等 | 審議会等の名称 | 設置目的 | 設置根拠 |
|----|-------|-----------|---------------------|---|--|
| 1 | 政策財務部 | 政策課 | 津市総合計画審議会 | 本市の総合計画に関し必要な事項について調査審議するため。 | 地方自治法第138条の4第3項 津市総合計画審議会条例 |
| 2 | | | 津市地方創生推進懇談会 | まち・ひと・しごと創生法第10条第1項の規定に基づき策定した津市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略の推進に関し広く意見を聞くため。 | 津市地方創生推進懇談会設置要綱 |
| 3 | | 広報課 | 津市ケーブルテレビ放送番組審議会 | 本市のケーブルテレビ放送番組の適正を図るため。 | 地方自治法第138条の4第3項 放送法第6条第1項 津市ケーブルテレビ放送番組審議会条例 |
| 4 | 危機管理部 | 危機管理課 | 津市国民保護協議会 | 本市における市民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、市民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため。 | 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第39条第1項 津市国民保護協議会条例 |
| 5 | | | 津市防災会議 | 本市における地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議するため。 | 災害対策基本法第16条第1項 津市防災会議に関する条例 |
| 6 | | | 津市新型インフルエンザ等対策検討委員会 | 本市における新型インフルエンザ等対策行動計画の作成等に関し、広く意見を聞くため。 | 津市新型インフルエンザ等対策検討委員会設置要綱 |
| 7 | 総務部 | 総務課 | 津市行政不服審査会 | 津市行政不服審査会条例の規定による審査請求に係る諮問に対する答申その他行政不服審査法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため。 | 行政不服審査法第81条第1項 津市行政不服審査会条例 |
| 8 | | | 津市情報公開・個人情報保護審査会 | 津市情報公開条例、個人情報の保護に関する法律及び津市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため。 | 地方自治法第138条の4第3項 行政不服審査法第81条第1項 津市情報公開・個人情報保護審査会条例 |
| 9 | | 行政経営課 | 津市行財政改革推進委員会 | 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため。 | 地方自治法第138条の4第3項 津市行財政改革推進委員会条例 |
| 10 | | 人事課 | 津市特別職報酬等審議会 | 市長の諮問に応じ、議会の議員の議員報酬等について審議するため。 | 地方自治法第138条の4第3項 津市特別職報酬等審議会条例 |
| 11 | | 調達契約課 | 津市入札等監視委員会 | 本市が発注する建設工事等について、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を高めるとともに公正な競争性を確保するため。 | 津市入札等監視委員会設置要綱 |
| 12 | | | 津市公契約審議会 | 市長の諮問に応じ、津市公契約条例の施行状況に関する事項等を調査審議するため。 | 地方自治法第138条の4第3項 津市公契約条例 |
| 13 | | デジタル改革推進課 | 津市情報化推進研究会 | 本市の情報化について調査研究するため。 | 津市情報化推進研究会設置要綱 |
| 14 | 市民部 | 市民交流課 | 津市自転車等駐車対策協議会 | 自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議するため。 | 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第8条第1項 津市自転車等の放置の防止に関する条例 |
| 15 | | | 津市国際交流推進基金運営委員会 | 津市国際交流推進基金の適正な運用を図るため。 | 津市国際交流推進基金運営委員会設置要綱 |
| 16 | | | 津市国際化推進市民懇談会 | 本市における国際化の総合的な推進を図るため。 | 津市国際化推進市民懇談会設置要綱 |
| 17 | | 地域連携課 | 出張所機能の在り方検討懇話会 | 本市に設置している出張所機能の在り方を検討するに当たり広く意見を聞くため。 | 津市出張所機能の在り方検討懇話会設置要綱 |

審議会等一覧表(R7. 4. 1現在)

| 部等 | 担当課等 | 審議会等の名称 | 設置目的 | 設置根拠 |
|----|------------------------|------------------------|--|--|
| 18 | 人権課 男女共同参画室 | 津市人権施策審議会 | 人権施策の円滑かつ効率的な推進を図るため。 | 地方自治法第138条の4第3項 人権が尊重される津市をつくる条例 |
| 19 | | 津市隣保館運営審議会 | 隣保館の運営に関する基本方針及び重要事項を調査審議するため。 | 地方自治法第138条の4第3項 津市隣保館の設置及び管理に関する条例 |
| 20 | | 津市男女共同参画審議会 | 男女共同参画の推進に関する施策の円滑かつ効率的な推進を図るため。 | 地方自治法第138条の4第3項 津市男女共同参画推進条例 |
| 21 | スポーツ文化振興部 文化振興課 | 津市スポーツ推進審議会 | 地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議するため。 | スポーツ基本法第31条 津市スポーツ推進審議会条例 |
| 22 | | 津市文化振興審議会 | 本市の文化振興に関する事項について調査審議するため。 | 地方自治法第138条の4第3項 津市文化振興条例 |
| 23 | | 津市文化振興基金運営委員会 | 津市文化振興基金の収益を適正に運用するため。 | 津市文化振興基金運営委員会設置要綱 |
| 24 | | 津市久居アルスプラザ管理運営検討懇話会 | 津市久居アルスプラザの管理運営に係る評価に關し広く意見等を聞くため。 | 津市久居アルスプラザ管理運営検討懇話会設置要綱 |
| 25 | 環境部 | 津市環境審議会 | 本市の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させるため。 | 環境基本法第44条 津市環境基本条例 |
| 26 | 健康福祉部 こども政策課 | 津市民生委員推薦会 | 三重県社会福祉審議会へ推薦する民生委員候補者を決定するため。 | 民生委員法第8条 民生委員法施行令 津市民生委員推薦会規則 |
| 27 | | 津市災害弔慰金等支給審査委員会 | 本市の災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため。 | 災害弔慰金の支給等に関する法律 津市災害弔慰金の支給等に関する条例 |
| 28 | | 津市子ども・子育て会議 | 子ども・子育てに係る施策の円滑な実施を図るため。 | 地方自治法第138条の4第3項 子ども・子育て支援法第72条第1項 津市子ども・子育て会議条例 |
| 29 | こども家庭センター | 津市児童虐待防止等ネットワーク | 関係機関、団体等の連携を強化し、要保護児童等への適切な対応及び家庭への支援並びに配偶者等からの暴力による被害者の保護を図るため。 | 児童福祉法第25条の2第1項 津市児童虐待防止等ネットワーク設置要綱 |
| 30 | | 津市いじめ調査委員会 | いじめ防止対策推進法第30条第2項の規定による調査を適切に行うため。 | いじめ防止対策推進法第30条第2項 津市いじめ調査委員会条例 |
| 31 | | 津市さくら児童館運営委員会 | 津市児童館の設置及び管理に関する条例第4条の事業について企画実施を図るとともに、さくら児童館に関する重要事項を調査審議するため。 | 津市さくら児童館運営委員会設置要綱 |
| 32 | 高齢福祉課 | 津市社会福祉事務所老人ホーム入所等判定委員会 | 老人ホームの入所等措置の適正な処理を図るため。 | 津市社会福祉事務所老人ホーム入所等判定委員会設置要綱 |
| 33 | 障がい福祉課 | 津市障害者介護給付費等の支給に関する審査会 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第26条第2項に規定する審査判定業務を行うため。 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第15条 |
| 34 | | 津市地域自立支援協議会 | 本市における相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に關し、定期的な協議を行うため。 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項 津市地域自立支援協議会設置要綱 |

審議会等一覧表(R7.4.1現在)

| 部等 | 担当課等 | 審議会等の名称 | 設置目的 | 設置根拠 |
|----|----------------------------|-----------------------|---|--|
| 35 | 介護保険課 保険医療助成課 健康づくり課 | 津市介護保険事業等検討委員会 | 本市における介護保険事業計画の見直し及びこれに伴う高齢者福祉計画の整備を図るに当たり、広く意見を求め、介護保険事業の円滑な運営及び高齢者福祉施策の効果的な推進を図り、包括的支援事業の円滑な実施及び地域密着型サービスの運営について審議するため。 | 津市介護保険事業等検討委員会設置要綱 |
| 36 | | 津市介護認定審査会 | 介護保険法第38条第2項に規定する審査判定業務を行うため。 | 介護保険法第14条 |
| 37 | | 津市国民健康保険運営協議会 | 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため。 | 国民健康保険法第11条第2項 |
| 38 | | 津市健康づくり推進懇話会 | 本市の住民の生涯にわたる健康づくりに係る施策に関し広く意見を求め、その効果的な推進に資するため。 | 津市健康づくり推進懇話会設置要綱 |
| 39 | | 津市予防接種健康被害調査委員会 | 本市が実施した予防接種による健康被害の適切かつ円滑な処理に資するため。 | 地方自治法第138条の4第3項 津市予防接種健康被害調査委員会条例 |
| 40 | | 津市胃がん検診事業運営検討会 | 本市による胃がん検診事業の円滑な実施に関し、広く意見を聴くため。 | 津市胃がん検診事業運営検討会設置要綱 |
| 41 | | 津市献血推進委員会 | 安定した血液確保のための献血活動の推進及び献血思想の普及に関し広く意見を聴くため。 | 津市献血推進委員会設置要綱 |
| 42 | 農林水産部 | 津市農業振興対策協議会 | 本市の農業の振興に資するため。 | 地方自治法第138条の4第3項 津市農業振興対策協議会条例 |
| 43 | | 津市森林整備協議会 | 林業の振興に資するとともに、森林の有する公益的機能を効果的に発揮させるため。 | 地方自治法第138条の4第3項 津市森林整備協議会条例 |
| 44 | ポートレース事業部 | 津市モーターボート競走場活性化懇談会 | 本市のモーターボート競走事業の活性化策等に関し広く意見を求め、その健全かつ円滑な発展を図るため。 | 津市モーターボート競走場活性化懇談会設置要綱 |
| 45 | 都市計画部 | 津市都市計画審議会 | 本市の都市計画行政の円滑な運営を図るため。 | 都市計画法第77条の2第1項 津市都市計画審議会条例 |
| 46 | | 津市景観審議会 | 津市景観条例の規定により定められた事項及び景観づくりに関する重要事項について調査審議するため。 | 地方自治法第138条の4第3項 津市景観条例 |
| 47 | | 津市空家等対策委員会 | 空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の空家等に関する対策についての計画の作成等に関し、広く意見等を求め、本市における空家等に関する対策の円滑な実施を図るため。 | 津市空家等対策委員会設置要綱 |
| 48 | | 津都市計画事業津駅前北部土地区画整理審議会 | 換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項について審議するため。 | 土地区画整理法第56条第1項 津都市計画事業津駅前北部土地区画整理事業施行条例 |
| 49 | | 津市建築審査会 | 建築基準法に規定する同意及び審査請求に対する裁決についての議決を行うとともに、津市の諮問に応じて、建築基準法の施行に関する重要事項を調査審議するため。 | 建築基準法第78条第1項 |
| 50 | | 津市モーテル類似旅館等建築審査会 | 津市モーテル類似旅館等建築規制に関する条例の施行に関し必要な事項を審査するため。 | 地方自治法第138条の4第3項 津市モーテル類似旅館等建築規制に関する条例 |

審議会等一覧表(R7. 4. 1現在)

| | 部等 | 担当課等 | 審議会等の名称 | 設置目的 | 設置根拠 |
|----|----------|------------------|---|---|---|
| 51 | 建設部 | 用地・地籍調査推進課 | 津市地籍調査推進協議会 | 地籍調査の円滑な実施を図るため。 | 津市地籍調査推進協議会設置要綱 |
| 52 | | 建設整備課 | 津市みがき砂採掘空洞対策検討懇話会 | 半田久居線及び雲出野田線道路改良事業の実施に関し、みがき砂採掘跡地の地下空洞対策の在り方等について広く意見等を聞くため。 | 津市みがき砂採掘空洞対策検討懇話会設置要綱 |
| 53 | | 市営住宅課 | 津市営住宅入居者選考委員会 | 津市営住宅入居の適正を図るため。 | 津市営住宅入居者選考委員会設置要綱 |
| 54 | | 津市営美杉住宅入居資格審査委員会 | 津市営美杉住宅の入居資格を審査するため。 | | 津市営美杉住宅入居資格審査委員会設置要綱 |
| 55 | 久居総合支所 | 福祉課 | 津市久居児童センター運営委員会 | 津市久居児童センターの適正な管理及び運営に関し広く意見等を聞くため。 | 津市久居児童センター運営委員会設置要綱 |
| 56 | 一志総合支所 | 市民福祉課 | 津市一志児童館及び川合児童館運営委員会 | 津市一志児童館及び川合児童館の適正な管理及び運営に関し広く意見等を聞くため。 | 津市一志児童館及び川合児童館運営委員会設置要綱 |
| 57 | 上下水道管理局 | 上下水道管理課 | 津市水道水源保護審議会 | 水源の保護を図り、水道事業を円滑に推進するため。 | 地方自治法第138条の4第3項 津市水道水源保護条例 |
| 58 | | 経営企画課 | 津市上下水道事業経営審議会 | 本市の水道事業、工業用水道事業、公共下水道事業、市営浄化槽事業、農業集落排水事業及び共同汚水処理施設事業の円滑な経営を図るため。 | 地方自治法第138条の4第3項 津市上下水道事業経営審議会条例 |
| 59 | 教育委員会事務局 | 生涯学習課 | 津市青少年問題協議会 | 本市における青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議する等のため。 | 地方青少年問題協議会法第1条 津市青少年問題協議会条例 |
| 60 | | | 津市社会教育委員会 | 本市の社会教育に関し、津市教育委員会に助言するため。 | 社会教育法第15条第1項 津市社会教育委員設置に関する条例 津市社会教育委員会運営規則 |
| 61 | | | 津市文化財保護審議会 | 教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して教育委員会に建議するため。 | 文化財保護法第190条第1項 津市文化財保護条例 |
| 62 | | 学校教育課 | 津市通学区域審議会 | 津市立の小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域の適正を期するため。 | 地方自治法第138条の4第3項 津市通学区域審議会条例 |
| 63 | | 教育研究支援課 | 津市教育支援委員会 | 心身に障害のある児童及び生徒に対し適切な就学支援等の教育支援を行うため。 | 津市教育支援委員会条例 |
| 64 | | | 津市いじめ対策会議 | 本市におけるいじめの防止等の対策を実効的に行うため。 | いじめ防止対策推進法第14条第3項 津市いじめ対策会議条例 |
| 65 | 津図書館 | 津市図書館協議会 | 図書館の運営に関して館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対し意見を述べるため。 | | 図書館法第14条第1項 津市図書館協議会条例 |